平成２７年（フ）第３９号
北海道旭川市４条通６丁目３番地の122　中島プラザ201号室
債務者　佐藤　整一
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３４８号
北海道旭川市神居９条２丁目５番３号　ベルフラワーＣ棟102号、申立時の住所北海道上川郡鷹栖町北野東５条３丁目３番３号
債務者　小谷　学
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３４９号
北海道旭川市神居９条２丁目５番３号　ベルフラワーＣ棟102号、申立時の住所北海道上川郡鷹栖町北野東５条３丁目３番３号
債務者　小谷　恵美
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３５０号
北海道旭川市大町２条５丁目21番地の252　大町グリーンハイツ202
債務者　小谷カズ子
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９５６号
東京都国分寺市西恋ヶ窪１丁目43番地３第二立石荘202
債務者　佐藤　道弘
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３号
静岡県磐田市豊岡2852番地33
債務者　内山　義文
1　決定年月日時　平成27年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月10日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４号
静岡県磐田市豊岡2852番地33
債務者　内山美花子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成27年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月10日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第６９号
熊本県八代市坂本町中津道492番地
債務者　遠山　隆治
1　決定年月日時　平成27年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月６日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

財産状況報告集会・債権調査期日

平成２４年（フ）第７５１号
東京都東村山市栄町３―12―１―203
破産者　株式会社ＫＣＣクリーンサービス
財産状況報告集会・債権調査期日　平成27年３月18日午後２時
平成27年２月12日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２６年（フ）第１０６号
山口県防府市岩畠３丁目６番29号　アメニティー原田Ｂ棟102
破産者　泉本　純樹
異議申述期間　平成27年３月30日まで
平成27年２月16日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３０号
鹿児島県奄美市名瀬真名津町13番７号　第１エースマンション林108号
破産者　山田千映留
異議申述期間　平成27年４月16日まで
平成27年２月16日
鹿児島地方裁判所名瀬支部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第６号
兵庫県姫路市夢前町前之庄1664番地
清算株式会社　株式会社村上農場
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所姫路支部

包括的禁止命令

平成２５年（再）第３号
石川県白山市村井町698番地１
再生債務者　石川中央物流株式会社
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成27年２月13日　金沢地方裁判所民事部

再生計画変更

平成２２年（再）第２８号
大阪市西区靱本町１丁目４番８号、開始決定時の本店所在地大阪市中央区西心斎橋２丁目２番３号
再生債務者　大和システム株式会社
主文　本件計画変更案のとおり再生計画を変更する。
平成27年２月13日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２５年（再）第３号
石川県白山市村井町698番地１
再生債務者　石川中央物流株式会社
1　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　金沢市大手町15番15号　金沢第２ビル５階３号　三浦法律事務所　弁護士　三浦　久徳
3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法194条に定める事由がある。
平成27年２月13日　金沢地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第２５８号
北海道恵庭市恵み野北６丁目８番11
再生債務者　野田　浩康
1　決定年月日時　平成27年２月13日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年３月６日まで
4　一般異議申述期間　平成27年３月20日から平成27年３月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部